古田史学の会・東海

東海の古代

第93号 平成20(2008)5月

会 長:竹内 強

編集発行:事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧〈Tel&Fax:0561-82-2140、メールアト・レス: furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームへ゜ーシ゛: http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

前号に引き続き、平成19年11月の例会で発表した「磐井の乱はなかった」に対する質問について、20年1月例会に回答された内容を掲載します。

目 次

- 1 はじめに
- 2 「石井」は「磐井」の省略形なのか。
- 3 ともに死んだ日本天皇及太子皇子とは誰か。
- 4 磐井は、当時のナンバーワンと対等の実力者で、磐井が反抗したのではなく、ナンバーワンから仕掛けらたのではないか。
- 5 岩戸山古墳は磐井の墓だろうか。
- 6 筑紫君磐井と筑紫君薩夜麻を関連づける のはどうか。薩夜麻と薩野馬に付けられ た筑紫君の意味は違うのではないか。薩 野馬の筑紫君は、辱める意味で使ってあ るのではないか。
- 7 フジモリ、マルコスそれぞれの元大統領 の事例はいかがなものであろうか。フジ モリもマルコスも亡命当時すでに実力者 ではないので、例としてあげるには不適 切ではないか。
- 8 石人石馬の壊れ方は恨みを込めたものではないか。

「磐井の乱はなかった」に対する問題提議等についての私の考え(最終回)

名古屋市 石田敬一

9 果たしてサチヤマはいつからいつまで捕虜 になっていたのか。

(1) 都督府について

サチヤマが唐軍に拘留されていた期間はいつ からいつまでなのか、検討してみようと思いま す。サチヤマの拘留期間が、九州王者であるか どうかの重要な鍵になります。

まず、都督府についての基本的な認識について検討します。

古田先生は『市民の古代・古田武彦とともに 』第6集において、筑紫都督府の実在性を次 のとおり説明されています。

さて本日問題にしております七世紀後半の史 料を申し上げます。

(天智六年)十一月丁巳朔乙丑、百済鎮将劉仁願、遣熊津都督府熊山縣令上柱国司馬法聴等、送大山下境部連石積等於筑紫都督府。

〈『日本書紀』天智紀〉

とありまして筑紫都督府というのがでてきます。 百済鎮将劉仁願というのは有名な白村江の戦 で勝った方の唐側の将軍名です。『旧唐書』『三 国史記』にでてきて実在は明らかなのです。又 百済に熊津都督府というのが置かれたのも『三 国史記』にでてまいりまして、これも疑う人はい ないわけです。

ところが筑紫都督府だけ始末に困って、『岩波古典大系』本を御覧になると、"これは造作である、何か文飾であろう。"と注に書いてある。しかし三つある内二つまでが、リアルな実在の人名・官職名なのに、最後の肝心の一つが文飾だっていうのでは話にならないですね。要するに"文飾にしたいから文飾といっておく。"だけのように私にはみえました。三つの内二つがリアルであれば当然筑紫都督府もリアルであると考えなければならない。

大事なことは倭の五王の時代、百済王も当然 将軍号を貰っているのです。そして倭の五王も 百済王も都督を貰っているのです。六国諸軍事 のところは、使持節都督で始まっていますね。だ から倭の五王は都督なんです。百済王も都督な んです。都督の百済王の姿が、七世紀後半の 姿が、熊津都督府の存在なんです。すると当然 倭の五王の七世紀後半の姿が、筑紫都督府の 存在なのです。当り前なんです。何の矛盾もなく 話が、骨組みができているのです。それを近畿 天皇家一元主義でするから、上手く合わない所 は文飾であろうといわざるを得なくなってくるの です。一後略一

(『市民の古代・古田武彦とともに』 第6集 「大化の改新と九州王朝」- 筑紫都督府の実在性)

古田先生は、このあとに続いて、金石文や『続日本紀』の評督の記事などから評督が七世紀後半に行なわれていた事実を示すとともに、都督を中心にその下に評督が並ぶ一元の体系があると説明されています。

この筑紫都督府の実在性については、評制度 や、都督と評督の関係を表す際に根幹となる認 識であり、古田先生は、この天智六年の記事に ある筑紫都督府について九州王朝が置いた都督 府としています。そして倭の五王から継続して いるものと考えておられるようです。

私もこの筑紫都督府の実在性については、同感です。ただ、倭の五王の時代の都督府と天智紀の記事の都督府とは、少し異なるように思います。

倭の五王は、九州王朝での威厳や地位を確固 たるものにするためや日本列島内の他国を威圧 するために、自ら進んで都督という肩書きを中 国に要求し、その中国の後ろ盾を利用したと考えられます。これに応えて中国は、地方の民族の一つである倭の首長に対して都督の称号を与え懐柔しようとしたのだと思います。

つまり倭国の王者が自ら望んで置いた都督府です

これに対し、天智紀の記事に書かれた百済滅亡・倭国敗北の時代における都督は、唐から派遣された都督です。唐の占領下にあって、唐から派遣された都督により倭の武装解除を行う意味合いが大きかったと思われます。つまり唐が置いた都督府です。

この筑紫都督府に関して『古田史学会報』で、 古賀達也氏が「筑紫都督府の作業仮説」と題し て次のように述べられています。

-前略-

このように、天智六年条の筑紫都督府を置いた主体として、可能性の上で三つの作業仮説を設定し得るのであるが、学問の方法から見て、いずれが有力かを検討してみたい。

まず、史料根拠の存在という視点から判断すると、古田氏の「九州王朝都督府」説には宋書など中国史書、並びに国内の評制木簡などがある。

「近畿天皇家都督府」説には『日本書紀』そのものが史料根拠となるが、後世、近畿天皇家が任命した筑前や筑紫の長官・第一人者を「都督」と呼ぶ慣習があることも、同仮説の傍証とできよう(注③)。

これら二者に比べて、「中国(唐)都督府」説は史料根拠が存在しないようである。『旧唐書』には中国内外の都督任命記事が頻出するが、倭国に都督を置いた記事は無い(注④)。この史料根拠が無いという点において、「中国(唐)都督府」説は立てやすい仮説ではあるが、同時に、立て通しにくい仮説でもあるのだ。

-後略-

(注)③ 『二中歴』「都督歴」に平安時代の歴代 「都督」の人名が記されている。-後略-

④ 『旧唐書』東夷伝だけでも次の「都督」記事が見える。

高麗伝「遼東都督」、百済伝「熊津、馬韓、東明 等五都督府」、新羅伝「使持節大都督」。ちなみ に倭国伝と日本国伝には都督記事はない。

(『古田史学会報』No 40、2000年10月)

古賀達也氏が言われるとおり、私の考える「中国都督府」説は天智紀の「大山下境部連石積等を筑紫都督府に送る」の記述以外に文献の根拠はありませんが、中国大陸、朝鮮半島、日本列島を取り巻く当時の国々の状況を考えると、「九州王朝都督府」説や「近畿天皇家都督府」説より「中国都督府」説のほうが可能性が高いのではないかと考えます。

ここで、当時の東アジアの都督府に関する状況を検討します。

まず、百済の都督府は、どうなっているでしょうか。

顯慶五年、命左衛大將軍蘇定方統兵討之、大破其國。虜義慈及太子隆、小王孝演、偽將五十八人等送於京師、上責而宥之。其國舊分為五部,統郡三十七、城二百,戸七十六萬。至是乃以其地分置熊津、馬韓、東明等五都督府、各統州縣、立其酋渠為都督、刺史及縣令。命右衛郎將王文度為熊津都督、總兵以鎮之。

(『旧唐書』東夷・百濟伝)

至顯慶五年八月十三日、左衛大將軍蘇定方討平之、虜其王義慈、及太子崇、將校五十八人、送于京師。其國分為五部。統郡三十七、城二百、戸七十六萬。至是以其地置熊津、馬韓、東明、金漣、德安等五都督、各統州縣。立其酋長為都督、刺史縣令。命左衛郎將王文度為都統、總兵以鎮之。……

至麟德三年已後、其地為新羅靺鞨所分。百濟 之種遂絶。 (『唐会要』百済伝)

顕慶五年(660年)に百済が蘇定方により 平定されると、唐は、その管理下におくために、 百済の地に熊津都督府を始め馬韓、東明、金漣、 徳安に五都督府を設置しました。そして、それ ぞれの州縣にそこの酋長を都督等として立て、 王文度を熊津都督に命じて、總兵を以って鎮撫 させました。

麟德三年(666年)以後には、百済の地は 新羅と靺鞨に分割され、百済の種は遂に絶えま した。

なお、663年に百済復興の反乱を鎮圧して からは、義慈王の息子、扶余隆を熊津都督に任 命して公州の支配を進めました。

では、強大な高句麗について、唐が平定した

ときにはどうでしょうか。

高麗國舊分為五部、有城百七十六、戸六十九萬七千、乃分其地置都督府九、州四十二、縣一百、又置安東都護府以統之。擢其酋渠有功者授都督、刺史及縣令、與華人參理百姓。

(『旧唐書』東夷・高麗伝)

都督府を統括する安東都護府を高句麗の王都である平壌に設けて、唐の将軍を配属するとともに、九つの都督府を設けて、戦功があった者を都督として任命しました。

さらに、唐に協力して百済と高句麗を滅ぼし た新羅はどうでしょう。

龍朔元年、春秋卒、詔其子太府卿法敏嗣位、爲 開府儀同三司、上柱國、樂浪郡王、新羅王。三 年、詔以其國爲雞林州都督府、授法敏爲雞林 州都督。法敏以開耀元年卒、其子政明嗣位。

(『旧唐書』東夷・新羅伝)

百済滅亡から二年後、龍朔三年(白村江の戦いの年663年)に、新羅の王都である金城(現在の慶州)に雞林州都督府が置かれ、新羅は中国の一つの州になりました。

それでは、倭の場合はどう考えればよいでしょうか。

確かに、倭に都督府を設置した記事はどこに もありません。

しかし、"唐と新羅"バーサス"倭と百済と 高句麗"の構図の中、唐に負けた百済は5ヶ所 に都督府、高句麗は9ヶ所に都督府、そして唐 の属国となった新羅には1つの都督府が置かれ ました。

となれば、唐に敗れた倭は、他の国々と同じように唐による占領下に入ったと考えることに何の不思議もありません。

唐以外の百済、高句麗、新羅、倭の4つの国のうち3つの国に都督府が置かれたことがリアルであれば、当然筑紫都督府もリアルであると考えなければならないと思います。

負けた倭国にも、唐により都督府が設置され たことが想像されます。

ここで、『日本書紀』の記述はどうなっているのか確認します。

推古紀から持統紀までの記事の中から、筑紫 都督府や筑紫太宰府など唐とのかかわりがある 記事を取り出しました。

(推古十七年)夏四月丁酉朔庚子、<u>筑紫大宰</u>奏上言、百済僧道欣、恵弥為首、一十人、俗人七十五人、泊于肥後国葦北津。

(下線は石田による。以下同じ)

(大化五年三月)是月、遣使者収山田大臣資財。資財之中、於好書上題皇太子書、於重宝上題皇太子物。使者還申所収之状。皇太子始知大臣心猶貞浄、追生悔恥、哀歎難休。即拝日向臣於筑紫大宰帥。

(天智三年)**夏五月戊申朔甲子。百済鎮将劉** 仁願、遣朝散大夫郭務悰等進表函与献物。

(天智三年) 冬十月乙亥朔。宣発遣郭務悰等。

(天智四年) 九月庚午朔壬辰。唐国遣朝散大 夫沂州司馬馬上柱国劉徳高等。濟将軍朝散大夫上柱国郭務 惊。凡二百五十四人。七月二十八日、至于対馬。 九月二十日、至于筑紫。二十二日、進表函焉。

(天智六年) 十一月丁巳朔乙丑。百済鎮将劉仁願、遣熊津都督府熊山縣令上柱国司馬法聡等、送大山下境部連石積等於筑紫都督府。

(天智六年) **己巳。司馬法聡等罷帰。以小山** 下伊吉連博徳。大乙下笠臣諸石為送使。

(天智六年十一月)**是月。築倭国高安城。**讃 吉国山田郡屋嶋城。対馬国金田城。

(天智七年) **七年春正月丙戌朔戊子**。皇太子即天皇位。

(天智八年) 是歳。遣小錦中河内直鯨等、使 於大唐。又大唐遣郭務悰等二千余人。

(天智十年)**辛亥。百済鎮将劉仁願遣李守真** 等上表。

(天智十年)十一月甲午朔癸卯。対馬国司遣使於<u>筑紫大宰府</u>言。月生二日。沙門道文。筑紫君薩野馬。韓嶋勝娑婆。布師首磐。四人従唐来曰。唐国使人郭務悰等六百人。送使沙宅孫登等一千四百人。総合二千人。乗船四十七隻、俱泊於比智嶋。相謂之曰。今吾輩人船数衆。忽然到彼、恐彼防人驚駭射戦。乃遣道文等、予稍披陳来朝之意。

(天武十三年) 癸未。大唐学生土師宿禰甥。 白猪史宝然。及百済役時没大唐者猪使連子 首、筑紫三宅連得許。伝新羅至。則新羅遣大奈 末金物儒。送甥等於筑紫。

(持統四年) 丁酉、大唐学問僧智宗、義徳、浄願。軍丁筑紫国上陽咩郡大伴部博麻、従新羅

送使大奈末金高訓等、還至筑紫。

(持統六年) 乙酉、詔<u>筑紫大宰率</u>河内王等曰、 宜遣沙門於大隅与阿多、可傳仏教。復上送大 唐大使郭務悰為御近江大津宮天皇所造阿弥陀 像。

これを、さらに簡潔にまとめたのが次の表です。

9 0		
推古17年	4月	百済僧道欣等、 <u>筑紫大宰</u> 奏上
(609年)		1
大化 5年	3月	即拝日向臣於筑紫大宰帥。
(649年)		
天智 3年	5月	劉仁願、郭務悰等進表函与献
(664年)		物。
	10月	宣発遣郭務悰等。賜物郭務悰。
		饗賜郭務悰等
	12月	郭務悰等罷帰
天智 4年	9月	朝散大夫沂州司馬上柱国劉徳
(665年)		高・郭務悰等、至于筑紫。進
		表函焉。
	11月	饗賜劉徳高等
	12月	劉徳高等賜物。劉徳高等罷帰
天智 6年	11月	劉仁願、遣司馬法聰等。大山
(667年)		下境部連石積等、送筑紫都督
		<u>府</u> 。
天智 8年	是歳	郭務悰等二千余人遣す。
(669年)		
天智10年	11月	対馬国司遣使於筑紫大宰府
(671年)		言。沙門道久等四人従唐来
(0.1)		
(0.11)		曰。郭務悰等総合二千人、陳
(0111)		曰。郭務悰等総合二千人、陳 来朝之意伝。
天武元年	3月	
	3月	来朝之意伝。
天武元年	3月	来朝之意伝。 告天皇喪於郭務悰等。郭務悰
天武元年	3月	来朝之意伝。 告天皇喪於郭務悰等。郭務悰 等咸著喪服、三遍举哀。郭務
天武元年		来朝之意伝。 告天皇喪於郭務悰等。郭務悰 等咸著喪服、三遍举哀。郭務 悰等再拝、進書函与信物。
天武元年		来朝之意伝。 告天皇喪於郭務悰等。郭務悰 等咸著喪服、三遍举哀。郭務 悰等再拝、進書函与信物。 郭務悰等へ賜物。郭務悰等罷
天武元年 (672年)	5月	来朝之意伝。 告天皇喪於郭務悰等。郭務悰 等咸著喪服、三遍举哀。郭務 悰等再拝、進書函与信物。 郭務悰等へ賜物。郭務悰等罷 帰。
天武元年 (672年)	5月	来朝之意伝。 告天皇喪於郭務悰等。郭務悰 等咸著喪服、三遍举哀。郭務 悰等再拝、進書函与信物。 郭務悰等へ賜物。郭務悰等罷 帰。 百済役時没大唐者猪使連子
天武元年 (672年) 天武13年 (684年)	5月 12月	来朝之意伝。 告天皇喪於郭務悰等。郭務悰 等咸著喪服、三遍举哀。郭務 悰等再拝、進書函与信物。 郭務悰等へ賜物。郭務悰等罷 帰。 百済役時没大唐者猪使連子 首、筑紫三宅連得許。
天武元年 (672年) 天武13年 (684年) 持統4年	5月 12月	来朝之意伝。 告天皇喪於郭務悰等。郭務悰 等咸著喪服、三遍举哀。郭務 悰等再拝、進書函与信物。 郭務悰等へ賜物。郭務悰等罷 帰。 百済役時没大唐者猪使連子 首、筑紫三宅連得許。 大伴部博麻、従新羅送使大奈
天武元年 (672年) 天武13年 (684年) 持統4年 (690年)	5月 12月 10月	来朝之意伝。 告天皇喪於郭務悰等。郭務悰 等咸著喪服、三遍举哀。郭務悰等再拝、進書函与信物。 郭務悰等へ賜物。郭務悰等罷帰。 百済役時没大唐者猪使連子首、筑紫三宅連得許。 大伴部博麻、従新羅送使大奈末金高訓等、還至筑紫。

注意したいのは、推古十七年の「筑紫大宰」 や大化五年の「筑紫大宰」が、天智六年には「筑 紫都督府」となっており、そして天智十年には、 また「筑紫大宰府」に変更されています。さらに持統六年には「筑紫大宰率」が出現します。

つまり大宰府が一時期、都督府になり再び元 の太宰府に戻る経緯が見て取れます。

なお、書紀では点が付かない「大宰」となっていますが、これは古田先生が『邪馬一国の道標』で示されたとおり「中国では天子がつかさどる役所を「太宰府」とするので、近畿以外にナンバーワンは存在しないとする大義名分に立って、書紀は「大宰」表記にこだわったのだと思います。

言うまでもなく、「日出づる処の天子」多利 思北孤(開皇二十年、600年)の時代は、百 済滅亡・倭国敗戦(顯慶五年、660年)以前 のことですから、敗戦以前の倭は、中国と対等 の独立国であったはずであり、国政をつかさど る首都、筑紫の倭京には、太宰府が置かれてい たはずです。

推古十七年の「筑紫大宰」や大化五年の「筑 紫大宰」の記事が、これを裏付けています。通 説609年と649年のことです。

倭の五王の時代ならばともかく、多利思北孤の時代に、天子である倭王が、自らの都に中国が帰属した異民族の地に置いたのと同じ名称の機関、都督府を置くでしょうか。考えられません。

推古十七年と大化五年の記事にあるとおり、 独立国として太宰府と称していたはずです。

そして、その後になって、百済滅亡・倭国敗 戦により、筑紫に都督府が置かれました。天智 六年に「筑紫都督府」とあります。

百済滅亡・倭国敗戦後の時代の都督府といえば、隣国の状況も考慮すると、それは中国が占領地を統治するための出先機関、すなわち筑紫都督府です。

つまり、倭王の太宰府は唐に占領されて、唐 の出先機関である筑紫都督府に変えられたのだ と思います。

さて、上表に整理した天智紀の記事について、 私なりに読み取りながら、想像を交えて、次の とおり当時の筑紫の状況を鳥瞰しました。

多利思北孤の時代から百済滅亡・倭国敗戦ま での倭は、中国から独立した国として、自ら筑 紫の倭京に大宰府を置き、統率していました。 しかし、天智二年九月に百済が滅亡し、倭は 敗北します。

すると、天智三年五月に、唐鎮将劉仁願は倭に朝散大夫郭務悰を派遣しました。「進表函」とあるとおり、郭務悰を唐・新羅連合軍の最高司令官とする文書をもっての派遣であると想像します。筑紫の倭京はすでに唐軍に占領されていたのです。

天智三年十月には「宣発」とあるとおり、正式に勅旨をのべ伝えています。これは筑紫に都督府を設け、郭務悰を筑紫都督に任命する勅旨ではないでしょうか。

半年間ほど駐留し、天智三年十二月には、郭 務悰は都督のまま帰国しました。

天智四年九月には、百済将軍となった郭務悰を伴ない劉徳高が筑紫に派遣されました。またしても「進表函」とあるとおり、郭務悰から劉徳高に筑紫都督を交代する文書を持っての派遣であると想像します。天智三年五月に初めて郭務悰が来てから1年以上が過ぎ、九州王朝は武装解除されつつあったでしょう。

そして、天智六年十一月には、司馬法聡を派遣し、境部連石積らを筑紫都督府に送ってきたとしています。これまで劉徳高が筑紫都督を務めていましたが、2年が経過し武装解除が終了したためでしょうか、百済と同様に現地懐柔策をとりました。そして日本人、たとえば境部連石積を筑紫都督に任命したと想像します。

司馬法聡等が帰国すると、唐の懐柔策に乗じて、倭はすぐに唐軍に対抗するため、高安城や 金田城などに城を築き防衛するとともに、天智 を即位させました。天智七年七月のことです。

これを契機に筑紫都督府を筑紫太宰府と改め、唐に対し敵対政策を取ったのだと想像します。『海東諸国記』の天智七年戊申に「始めて太宰師を任ず」とあります。

天智天皇。舒明の太子なり。母は皇極。名は葛城。元年は壬戌。_{用う。}七年戊申、始めて太宰師 [大宰帥]を任ず。

(岩波文庫『海東諸国紀』日本国紀)

さらに天智十年には「筑紫大宰府」の記事があります。

再び自立の道を歩むべく、倭は都督府を ● ● ● ★宰府にしたのだと思います。 唐は、これに対抗するため、天智八年に郭務 惊等二千余人を送り込み、さらに天智十年に二 千人を送り込みました。

しかし、その後、朝鮮半島が新羅により統一 (676年)され、唐は朝鮮半島からも日本列 島からも撤退を余儀なくされたのだと思いま す。

(2) 近江遷都について

次に、近江遷都について考えます。

近江遷都は何のために行われたのでしょうか。それは倭の中枢である都が陥落し占領されて、滅亡に追い込まれないようにするためです。

都を唐・新羅の大軍には簡単に襲われない場所へ大きく移動する必要があったのだと思います。

ところで、いつ近江遷都したのでしょうか。

2005年11月6日に当会で古賀達也(「古田史学の会」事務局長)氏が「九州王朝の近江 遷都」を講演されました。

その講演の中で、近江遷都は『日本書紀』では天智六年(667年)としているが、白鳳元年は『海東諸国記』では斉明七年(661年)であり、つまり近江遷都は『日本書紀』の667年より6年前であると述べられました。

私も、近江遷都は斉明七年であると思います。 では、なぜ斉明七年に都を移動したのでしょ うか。その原因のもっとも大きな要因は、当時 の東アジアの政情であり、きっかけは百済滅亡 です。

" 唐と新羅"バーサス"倭と百済と高句麗" の構図の中、唐・新羅連合軍として唐の劉仁願 は、蘇定方とともに斉明六年に百済の王都の泗 沘城、さらには前王都の熊津城を陥落し、百済 を滅亡させました。これに恐れをなした倭は、 大きく都を移動せざるを得なかったのだと思い ます。

百済の遷都の状況を見てみましょう。

ちょっと古い時代ですが、4世紀末頃から始まった高句麗の南進政策により、475年には高句麗の長壽王によって百済の国都・漢城は陥落し、百済の蓋鹵王は処刑されました。

このとき、南方にいた文周王が即位しました。 そして、首都を熊津に移しました。 その後、武寧王は高句麗の侵略をよく防ぎましたが、聖王は新たな国家発展のために538年に熊津から泗沘に遷都し、国名を南扶余と変えました。

つまり、百済の例によれば、遷都は、

- ①王の死亡と都の陥落によるものか、
- ②新たな国家発展のためによるものか の2通りがあります。

倭の遷都の理由について、書紀にはどちらと も書かれていません。

私が注目するのは、天智五年と六年の記事で す。

(天智五年)是冬、京都之鼠向近江移。以百済男女二千余人居于東国。凡不択緇素。起癸亥年至于三歳、並賜官食。倭漢沙門知由献指南車。

(天智六年)春二月壬辰朔戊午、合葬天豊財 重日足姫天皇与間人皇女於小市岡上陵。是 日、以皇孫大田皇女葬於陵前之墓、高麗、百 済、新羅皆奉哀於御路。皇太子謂群臣曰、我奉 皇太后天皇之所勅。憂恤万民之故、不起石槨 之役。所冀永代以為鏡誡焉。

(天智六年) 三月辛酉朔己卯、遷都于近江。 是時天下百姓不願遷都。諷諫者多。童謡亦衆。 日々夜々、失火処多。 (『日本書紀』 天智紀)

ここで、天智五年の「京都之鼠向近江移」の 京都は、当然筑紫の倭京です。

通説では、この記事は近江遷都の前触れであると解説され、鼠については、よく理屈が分からない説明が多いようです。

私は、この鼠は鼠窃の事であって、こそどろのように人に隠れて物を盗む者などを指しているのではないかと思います。

つまり、京都にたむろしてコソコソとしている者、盗人など悪い者を先ず近江に移し、近江 の都の整備に使役したと解釈します。

次に百済の男女2千人余り、それも緇素(白黒、僧と俗人)を選ばずとしているので、言ってみれば戦争難民の誰も彼もを東の国である近江に移動させ食事も与えたというように解釈します。やはり都の整備に使役したと思います。

従って、この天智五年の記事は、天智六年の 近江遷都の前兆という曖昧な事象ではなく、太 宰府を守るため不穏な分子を倭京から排除する 措置であるとともに、近江京を整備し遷都する 準備を整えつつあったことを間接的に表してい るのだと思います。

天智六年春二月に斉明天皇を墓に合葬後、三 月には都を近江に移したとされます。このとき、 百姓は遷都を願わず、諫める者など反対者が多 く、失火も多かったということです。日夜の失 火ですから暴動に近いものがあったのでしょう か。不穏な空気であったことは間違いないでしょう。

書紀の記事には、筑紫倭京が陥落したとは書 かれていません。

斉明天皇の合葬という慌ただしい埋葬と、都に騒動がある状況が垣間見えるだけです。ただ、 百済の例の①にあたる「王(斉明天皇)の死亡 と都の陥落」に状況が近いように思います。

つまり、私が述べたいのは、近江遷都の年である天智六年の1年前の天智五年の記事は、遷都の準備の記事であって、斉明六年の百済の都の陥落とともに筑紫も同じように唐・新羅軍の侵略を受け、1年前から整備されつつあった近江に急いで遷都したのではないかと思うのです。

(3) 薩夜麻の捕虜の期間について

以上、(1) と(2) で都督府と近江遷都など、 当時の政情について、私の考え方を整理しまし たが、次に本題である薩夜麻等がいつ捕虜とな り、いつ帰国したかに焦点を絞って検討します。

筑紫君薩夜麻が唐側の捕虜となったことについての文献はありません。

従って明確なことは誰にも言えませんし、分かりません。

書紀も、筑紫君薩夜麻が、捕囚された経緯について、何も記述していません。ただ、私は持 統四年の記事に注目します。

(持統四年十月) 乙丑、詔軍丁筑紫国上陽咩郡人大伴部博麻曰、於天豊財重日足姫天皇七年、救百済之役、汝為唐軍見虜。天命開別天皇三年、土師連富杼、氷連老、筑紫君薩夜麻、弓削連元宝児、四人、思欲奏聞唐人所計。

(『日本書紀』持統紀)

大伴部博麻は、救百済之役の時に、唐軍の捕

虜になったと書かれています。その記事のすぐ 後に筑紫君薩夜麻等4人の記事があります。と いうことは、筑紫君薩夜麻等が捕虜になった可 能性が高いのは、大伴部博麻と同じ救百済之役 の時であると想定できます。

それでは、その救百済之役は、いつでしょうか。次のとおり斉明六年であると思います。

斉明四年から斉明七年までの関連記事を掲げます。

(斉明四年)或本云、至庚申年七月、百済遣使奏言、大唐、新羅并力伐我。既以義慈王、々后、太子為虜而去。由是国家以兵士甲卒陣西北畔。繕修城柵断塞山川之兆也。

(斉明六年) 今或本云、今年七月十日、大唐蘇定方、率船師軍于尾資之津。新羅王春秋智率兵馬軍于怒受利之山、夾擊百済。相戦三日、陥我王城。同月十三日、始破王城。怒受利山、百済之東境也。

(斉明六年七月) 高麗沙門道顕日本世記曰、 七月云云、春秋智借大将軍蘇定方之手、使擊 百済亡之。或曰、百済自亡。

(斉明七年)是歳、播磨国司岸田臣麿等献宝 刻言、於狭夜郡人禾田穴内獲焉。又日本救高 麗軍将等、泊于百済加巴利浜而燃火焉。灰変 為孔、有細響、如鳴鏑。或曰、高麗、百済終亡 之徴乎。 (『日本書紀』斉明紀)

斉明四年に大唐・新羅が百済を征伐し、義慈 王等は捕虜となりました。そして斉明六年七月、 新羅の武烈王である春秋智は、唐の大将軍蘇定 方の手を借りて、百済を挟み撃ちにして百済の 王城を陥落し、とうとう亡ぼしたということで す。

斉明七年には、日本が高麗軍将等を救ったと ありますが、その時にはすでに百済は変わり果 てて燃えたとなっています。

つまり、斉明六年には決着が付いてしまった ということですから救百済之役は遅くとも斉明 六年です。筑紫君薩夜麻等は、遅くとも660 年に唐の捕虜になったと考えるのが妥当である と思います。

さて、次に筑紫君薩夜麻の帰国時期について 考えます。天智十年に筑紫君薩野馬帰国の記事 があります。 (天智十年)十一月甲午朔癸卯。対馬国司遣使於筑紫大宰府言。月生二日。沙門道文。筑紫君薩野馬。韓嶋勝娑婆。布師首磐。四人従唐来日。唐国使人郭務悰等六百人。送使沙宅孫登等一千四百人。総合二千人。乗船四十七隻、俱泊於比智嶋。相謂之曰。今吾輩人船数衆。忽然到彼、恐彼防人驚駭射戦。乃遣道文等、予稍披陳来朝之意。

筑紫君薩夜麻と筑紫君薩野馬が同一人物であるとすれば、サチヤマは天智十年に帰国したことになります。

したがって、サチヤマは遅くとも斉明六年に 唐軍に捕らえられ、天智十年に帰国するまで拘留されていたと考えられます。

一般的には、斉明六年は660年、天智六年は667年、天智十年は671年とされますので、天智紀の記事の時系列に従えば、サチヤマは斉明六年から天智十年まで唐軍に拘留され、天智七年の近江遷都の時には唐軍に拘留されており、近江遷都の勅旨はできません。

また、古賀達也氏が主張されるとおり、『海 東諸国紀』の記事に従い、斉明七年に白鳳の改 元が宣言され近江遷都が行われた場合はどうで しょう。

斉明天皇。皇極 元年は乙卯。開京 六年 庚 申 、始めて漏刻を造る。 七年辛酉、白鳳と改元し都を近江州に遷す。在位七年。寿六十八。

(岩波文庫『海東諸国紀』日本国紀)

この場合でも、斉明七年は、サチヤマが拘留 されていた斉明六年から天智十年の間に当たる わけですから、やはり、拘留されたサチヤマに 白鳳改元も近江遷都もできません。

さらに、万一、白鳳改元を宣言し近江遷都した後に、サチヤマが捕まった場合が想定されます。たとえば白村江の戦いの時に倭王として先頭に立ち、捕まった場合です。しかし、この場合は、おかしなことになります。

近江遷都は、何の為に行われたのか。

唐により倭京が陥落し、倭王が捕らえられることがないように実施されたものと私は思います。サチヤマが倭王だったとすれば、この白鳳改元を宣言し、近江の都に逃れていたはずです。 唐軍に捕まるはずもありません。 従って、いずれにしても筑紫君サチヤマが倭 王であるとする仮説では、私はうまく説明でき ないと思います。

以上のことから、私は筑紫君サチヤマは倭王 ではないと考えます。

10 終わりに

最後に、「磐井の乱はなかった?」と、これまで「磐井の乱はなかった?に対する問題提議等についての私の考え」で示してきた主な内容を再度簡潔に整理します。

(1) 古田先生は、

- ①継体と物部大連麁荒火の領地分割案は公表 すべきものではなく、しかも実現されなかっ た。
- ②磐井の決定的な敗北と屯倉献上という軽い 代償とのアンバランス、さらに磐井終結にも かかわらず九州年号が継続するという矛盾が ある。
- ③屯倉献上という屈辱の和議の数十年後に 「日出ずる処の天子」を自称することの理解 は困難である。を根拠に、磐井の乱全体が" 虚像"であるとされています。
- (2) これに対して、
 - ①「制」は、行動を制約する意味で、領地分割案ではなく鎮圧する地域の役割分担を示す ものである。
 - ②天智紀十年、持統紀四年の記事で筑紫君サ チヤマの記述順から王者の扱いではない。筑 紫君の称号は王者から与えられたもの。すな わち磐井は王者ではないので、磐井終息と九 州年号継続は矛盾しない。
 - ③多利思北孤は筑紫君でなく葛子と直接関係 ないので、葛子の和議後、多利思北孤が天子 を自称しても全く矛盾はない。

以上から私は、古田先生の3点の根拠は希薄 であると考えます。

- (3) このほか古田先生の疑問点、
 - ① 磐井の乱は架空の造作。
 - ②③磐井の乱の時代に土器変更の形跡なし。
 - ④⑤石人石獣は葛子に修復されず、その破壊は7世紀後半の戦勝国側によるもの。
 - ⑥⑦6世紀前半のタタリで風土記成立の8世紀に不虞の子が生まれるのは疑問。とされます。

(4) これに対して、私は

- ①古事記と書紀の記述の微妙な違いは史実を 示す証拠。
- ②王者、王権が交代していないので土器の変 更もないのは当然。
- ③筑後国風土記によれば石人石馬は修復され 現存している状況がある。7世紀後半の戦勝 国側による破壊はない。
- ④多くの篤疾はタタリではない。

石人石馬破壊の時に傷つけられた者が古老が 若いときには多かったことを語った記事であ る。として全く疑問ではなく、磐井は九州王 者に刃向かった実力者であると考えます。

(5) 私は、磐井の乱は「俄にして官軍動發」 した九州王朝の内乱で、筑後国風土記の記述 は信頼に足るので、九州王者はこの風土記に あるとおり雄大迹天皇であると思います。

この九州王者雄大迹天皇は継体とは名前も没年も異なるので別人であると考えます。

- (6) 古田先生は白村江の戦いの時の筑紫都督府は倭の五王から継続するとしていますが、私は倭の五王が都督の肩書きを自ら中国に要求したのに対し、白村江では唐の占領下にあり唐から派遣された都督であると考えます。当時、百済、高句麗、新羅には、唐により都督府が設置されており、この状況を考えると倭にも唐による都督府が置かれたと考えられます。
- (7) 天智紀等にある都督府、太宰府関連の記事では、太宰府から、唐による都督府に、そしてまた太宰府に変わった系譜が読み取れます。再度の太宰府設置(天智十年サチヤマ帰国前)や、白鳳改元(天智六年、実は斉明七年)、近江遷都(天智七年)のそれぞれが、サチヤマが唐軍に拘留されていた斉明六年から天智十年までの時期の間に行われており、サチヤマが九州王者でないことを示していると思います。

以上のとおり、筑紫君は九州王者ではないことを示しました。

いわゆる磐井の乱は、九州王者の雄大迹天皇が「俄にして官軍動發」させたことにより起こったもので、そもそも近畿の王には九州を舞台に「俄にして官軍動發」ができるはずもなかったのです。 以上

前号に引き続いて、加藤勝美氏の「古代史の 再検討ー絶対年度の復元ー」を掲載します。

古代史の再検討(3)

- 絶対年代の復元-名古屋市 加藤勝美

7 稲荷山鉄剣銘(検証その1の準備)

今回から真の意味での本論である。絶対年代 の復元表(第5表)が本体なのだが、このまま ではその復元年代が本物か否か不明である。

検証という実体が伴わなければ絵に描いた餅と 痛撃されても致し方ない。

この意味において、史的事実を復元年代によって検証する今回からこそ真の意味での本論と言えるのである。

最初の検証は稲荷山鉄剣銘の物語る意味である。

同鉄剣は埼玉県行田市稲荷山(ぎょうだし いなりやま)古墳から出土したもので、115文字に及ぶ銘文が刻まれている。

発掘の経緯については専門書によられたいが、 ここでは目的の銘文に直行しよう。銘文は次の ようになっている。

(鉄剣の表側)

辛亥年七月中記、乎獲居臣、上祖名意富 比●、其児多加利足尼、其児名弖已加利獲 居、其児名多加披次獲居、其児名多沙鬼獲 居、其児名半弖比。

(鉄剣の裏側)

其児名加差披余、其児名乎獲居臣、世々為 杖刀人首、奉事来至今、獲加多支鹵大王寺 在斯鬼宮時、吾左治天下、令作此百練利刀、 記吾奉事根原也。

銘文の解釈や読み方については学者によって 差異があるが、ここでは問題にしない。

ここで問題にしたいのは表側の「辛亥年七月中 記」という部分と裏側の「獲加多支鹵大王寺在 斯鬼宮時、吾左治天下」という部分である。

先ず表側の「辛亥年七月中記」。

読んで字のごとく、辛亥年の七月中に記した (刻んだ)という意味だ。

第5表 実年代推計

717	0 11	<u> </u>					
代	天皇		実 年		S÷2	推計	実 年
	名	崩御年	一次推計	年 差			
			(P)	(S)		(A案)	(B案)
1	神武	戊寅(書紀)	(78)	(240)	120	341	384
2	綴靖	_					
3	安寧	_					
4	懿徳	_					
5	孝昭	_					
6	, ,	_					
7	孝霊						
8	孝元						
9	開化	_					
10	崇神	戊寅年七月	318	37	18.5	461	504
11	垂仁	_					
12	景行	_					
13	成務	乙卯年三月	355	7	3. 5	479	522
14	仲哀	壬戌年六月	362	32	16	483	526
15	応神	甲午年九月	394	33	16.5	499	542
16	仁徳	丁卯年八月	427	5	2.5	515	558
17	履中	壬申年正月	432	5	2.5	518	561
18	反正	丁丑年七月	437	17	8.5	520	563
19	允恭	甲午年正月	454	35	17.5	529	572
20	安康	_					
21	雄略	己巳年八月	489	38	19	546	589
22	清寧	_					
23		_					
24	仁賢	_					
25	武烈	_					
26	継体	丁未年四月	527	8	4	565	608
27	安閑	乙卯年三月	535	49	24. 5	569	612
28		_					
29		_					
30	敏達	甲辰年四月	584	3	1.5	594	637
31	用明		587	5	2.5	595	638
32	崇峻	壬子年十月	592	36	18	598	641
				(12)	(6)		
33	推古	戊子年三月	628			604	659
34	舒明						_
35		在位 3年					_
36	孝徳	在位10年					_
37							_
38	天智	実質在位 10年					_
39							
40	天武	在位14年				690	690
41	持統	持統 6年					

- 注1 推計実年 (A案) は基準年を604年 (推古1 2年) として算出。
 - 2 推計実年(B案) は基準年を690年(持統4年)として算出。結局A案+43年。
 - 3 神武天皇は古事記に崩御年不記述。日本書紀で は戊寅年崩御になる。崇神も戊寅年崩御。 神武の崩御年は両天皇の崩御差を120年と仮定 して算出したひとつの参考値(本文参照)
 - 4 弘文天皇は『日本書紀』では即位していない。

問題はここにいう辛亥年は西暦何年か、である。 考古学的見地などから、これは西暦471年か531年とするのが大方の学者の見方である。 私はこの見方に大きな異議を唱えるつもりはない。専門家の見方に従えば、要するに銘文は500年前後に刻印されたのであろう。

が、どうしても忘れてならないのは暦の問題である。

すでに詳述したように、暦法の開始は推古12年か持統4年かのいずれかである。どんなに遡っても500年前後に元嘉暦など使用されている筈がない。が、銘文にはちゃんと「辛亥年七月中記」とある。

これは何か?。私には明白である。

これは当然旧暦(二倍年暦)であって、30年 周期とみなければならない。そもそも、旧暦は 二倍年暦であったに相違ないという前提で本稿 を記しているのであって、これが崩れれば土台 から崩落してしまうことになる。

ときに、この二倍年暦はどんな形のものであ ろう。私は安本美典が唱えた説でほぼ間違いな いと考えている。

「古代史の再検討(2)」で掲げた第2表「古 事記崩御年月日」をごらんいただきたい。

第2表 古事記崩御年月日

代	天皇名	古事記	日本書紀	古事記崩御年月日		
		没年令	没年令			
10	崇神	168	119	戊寅年十二月		
13	成務	95	107	乙卯年 三月十五日		
14	仲哀	52	52	壬戌年 六月十一日		
15	応神	130	111	甲午年 九月 九日		
16	仁徳	83	143	丁卯年 八月十五日		
17	履中	64	70	壬申年 正月 三日		
18	反正	60	_	丁丑年 七月		
19	允恭	78	1	甲午年 正月十五日		
21	雄略	124	62	己巳年 八月 九日		
26	継体	43	82	丁未年 四月 九日		
27	安閑		70	乙卯年 三月十三日		
30	敏達	_	48	甲辰年 四月 六日		
31	用明	_	48	丁未年 四月十五日		
32	崇峻	_	_	壬子年十一月十三日		
33	推古	_	75	戊子年 三月十五日		

月日の記されているすべての天皇は1日から15日に崩御している。13人ものすべてが月の前半に集中などということは先ずあり得ない。そこで安本美典は当時の一ヶ月は15日だったのではないか、と説いた。

私は卓見だと思う。

それはさておき、「辛亥年七月中記」に戻ろう。これが二倍年暦の辛亥年であれば、西暦471年か531年とする見方にもう一つ加えなければならない。501年である。二倍年暦は30年周期なので当然の帰結である。

次に裏側の「**獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時、 吾左治天下**」。

「獲加多支鹵」は通常「ワカタケル」と訓まれている。もしも「ワカタケル」なら漢字表記すれば「若武」が普通である。全体の文意はこうなる。

「ワカタケル大王がシキノミヤに都を置かれて いたとき、政務所(寺)で、私は政務を補佐し ていた」

これは普通に素直に読んだ時の文意である。 問題はシキノミヤなどと呼ぶ都があったのかど うか、である。

仮にあったとしてもその大王が「ワカタケル」 と呼ばれるに相応しい人物であったかどうかが 問われる。

さらに、その人物が西暦471年、501年、531年のいずれかに在位していなければならない。これらの条件がすべて一致するなどということはむろん偶然ではあり得ない。この問題は後回しにして、次節に移ろう。

8 江田船山鉄剣銘(検証その1の準備)

熊本県玉名郡菊水町にある前方後円墳から明治6年(1873年)に出土した有名な鉄剣である。鉄剣の銘文は次のように訓まれている。

治天下獲●●●鹵大王世奉事典曹人名无利弖 八月中用大鉄釜并四尺廷刀八十練九十振 三寸上好刊刀服此刀者長寿子孫洋々得●恩也 不失其所統作刀者名伊太和書者張安也

この銘文も学者によって色々な解釈がなされている。

興味のある向きは専門書によっていただくと し、ここで着目していただきたいのは、出だし の「治天下獲●●●鹵大王」の部分のみである。 いうまでもなく「獲●●●鹵大王の御代」の意 だ。

問題は「獲●●●鹵大王」だ。前述の稲荷山鉄 剣銘には「獲加多支鹵大王」とあった。5音で 呼ばれる王者。かつ、第1音(獲)と第5音(鹵) が一致している。しかも両者とも「大王」と呼 ばれている。こんな偶然の一致はとても考えら れない。両者は同一人物であって、「獲加多支 鹵大王」、すなわち「ワカタケル(若武)大王」 に相違ない。

少なくとも素直にみてそれ以外の解釈は考えられない。

このことは重大な帰結に私たちを導く。

この当時(西暦500年前後)に北は埼玉県、 南は熊本県という広大な地域を支配していた大 王「ワカタケル」が在世していたことを意味す る。

稲荷山鉄剣銘も江田船山鉄剣銘も疑いようもない同時代金石文で、否定しようもない事実を伝えている。このような広大な地域を西暦500 年前後にすでに支配していた王朝は、むろん近畿王朝以外に考えられない。

通常、近畿王朝は大和に本拠を置く天皇家王朝 と考えられている。

詳細は別稿に譲るしかないが、近畿王朝という呼称に私は違和感を覚えている。そもそも、神武は九州から発して東に攻め上り、大和に乗り込んで在地の王朝を攻め滅ぼして打ち立てた王朝である。神武が九州王朝の主流か傍系かは私には決めがたいが、少なくとも単純に大和王朝とか近畿王朝という呼び方をするのには違和感を覚えるのである。

ここで、九州王朝が存在したのか否かは断定し難い。

「古田史学」の会にありながら、こういう書き 方をするのはいささか気が引けないでもない。 が、学問は真実を追究していくことにこそ大き な価値があるのであって、徒らに先学に従うこ とではない、と私は思っている。

ただし、ここで特に付記しておかねばならないのは、私は古田武彦先生に深い敬意を抱いていることである。だからこそ、私は「古田史学」の会に身を置いているわけである。

先生は対象に迫る迫り方が真摯であり、非常に

論理的、科学的であり、深い敬意を寄せるゆえんである。学会の定説にとらわれない、先入観を排して対象に迫るその態度は後学の大きな励みになっている。

端くれながら、史学に向かう者の一人として、 継承していかねばならぬ態度と考えている。

「学会の定説にとらわれない、先入観を排して 対象に迫る」、その対象には当然のことながら 古田武彦先生自身も入るのである。

そして私の後学も私自身に呪縛されないで王道 を進んで欲しいのである。

9 第1の検証(ワカタケル大王)

さて、本題に戻ろう。

稲荷山鉄剣銘と江田船山鉄剣銘によって、西暦500年前後に北は埼玉県、南は熊本県という広大な地域を支配していた大王「ワカタケル」が在世していたことが確実視される。

となると、この「ワカタケル」は近畿王朝の大 王以外に考えられないのだが、問題は古代天皇 の中に当該人物に当たる大王が在世していたか 否かである。在世していなければ、この大王は 近畿王朝の大王ではないことになる。

第1の問題は大王「ワカタケル」はシキノミヤで在位していたと記されているが、そんな天皇がいるだろうか?。

私は神武天皇から持統天皇にいたる全天皇について丹念に皇居を追ってみた。

すると、次の二人の天皇が浮かび上がった。天 皇名とその皇居名をごらんいただきたい。

文 献	天	皇	皇	居
古事記	十代	崇神天皇	師木石	水垣宮
白事記	十一个	弋垂仁天皇	師木	E垣宮
n + + 4	十代	崇神天皇	磯城耳	湍籬宮
日本書紀	十一个	弋垂仁天皇	纏向寒	朱城宮

これが見つかったとき、私は肝をつぶさんば かりに驚いた。見つかるか否か半信半疑だった からだ。

「水 (瑞)」だの「玉 (珠)」だのはむろん美 称の類で玉座などと使う。要は「師木」ないし 「磯城」であって「シキ」である。現在の奈良 県桜井市内とされている。 さて、この両天皇の内、どちらが「ワカタケル」大王であろう。

先ず、両天皇が果たして西暦 5 0 0 年前後 (4 7 1 年、5 0 1 年、5 3 1 年) の人物か否か、という問題がある。

第5表の「実年代推計結果」をごらんいた だきたい。 崇神天皇と垂仁天皇は次のように なっている。

天 皇	A 案	B 案	
崇神天皇	461年	504年	
垂仁天皇	_	_	
(景行天皇)	_	_	
(成務天皇)	479年	522年	

垂仁天皇は『古事記』に崩御干支が記されていないので次に崩御干支のある成務天皇までを 参考までに記した。

さて、「シキノミヤ」から浮上した崇神天皇、 垂仁天皇の在世期が3回の辛亥年(471、5 01、531年)にA案、B案ともにほぼぴっ たりなのに驚嘆されるのではなかろうか。

稲荷山鉄剣の銘文は、「シキノミヤ」の「ワカタケル」大王に仕えていた「乎獲居(オワケ)」が辛亥年に刻んだものだ。

ということは、「ワカタケル」大王はこの辛亥 年前後に在世していなければならない。どのく らいの幅か不明だが、当時の寿命を考えると常 識的には5、6年の幅とみていいと思う。

とりあえず531年は自動的にはずれる。A 案、B案共に531年の段階ではすでに両天皇 ともとっくに故人となっているからである。

471年説はどうか?。

A案の場合、該当するとすれば垂仁天皇である。 崇神天皇は461年にすでに崩御しているから だ。471年はそれから10年も後で、かつ、 景行天皇を間において成務天皇の崩御(471年)まで8年しかない。垂仁天皇の可能性は非 常に小さい。

残るはB案だ。が、B案の場合、両天皇とも該当しそうにない。471年では垂仁天皇はまだ生誕していないかも知れないほど古い時代だ。 崇神天皇でさえ504年まで在世している。471年はその33年も前の時代だ。一時代前の 年代とみて差し支えあるまい。

残ったのは501年の辛亥年である。

これはほぼ文句なしに崇神天皇である。崩御まで3年で、いわば晩年である。ぴったりの年代 と考えていい。

このように考えてくると、稲荷山鉄剣銘に刻まれた辛亥年は501年で、かつ、この時在世していた崇神天皇にぴったり重なっていることが分かる。

「シキノミヤ」に在位していたのもぴったり。 他方、垂仁天皇は『日本書紀』では「マキムク ノミヤ」になっている。

最後に、崇神天皇と垂仁天皇の内、どちらが「ワカタケル」大王と呼ばれるのに相応しいか を念のために検討してみよう。

先ず崇神天皇。

記紀共に同天皇を「ハツクニシラススメラミコト」(建国の祖)と称えている。天皇は大和から北陸道、東海道、西海道、丹波方面の四方面に各々討伐のために将軍(いわゆる四道将軍)を発するなど、建国の祖と呼ばれるに相応しい勢力の大拡大を敢行している。

古代中国史的に言えば、まさに武王そのものという存在である。このため、初代天皇は神武天皇(神武天皇も「ハツクニシラススメラミコト」と称されている。)ではなく、崇神天皇であって、それまでの9天皇は実在しないとする説があるくらいである。

「ワカタケル」がもしも若武の訓読みだとすれば、まさに崇神天皇こそ「ワカタケル」大王と呼ばれるにぴったりの存在といってよい。

では、垂仁天皇はどうか。

崇神天皇に比して垂仁天皇は非常に地味な天皇 として記述されている。というよりも事績らし い事績はほとんど記されていない。めぼしい記 述は相撲の起源のくだりくらいである。

以上、「ワカタケル」大王は崇神天皇その人であり、検証は無事通過となる。

それにしても、「シキノミヤ」といい、「ワカタケル」といい、辛亥年(501年)といい、そのことごとくがどんぴしゃり崇神天皇に当たっているとは驚きである。

『日本書紀』は新しい暦法の開始を持統4年としているが、まさに正しい記述だったと言わざるを得ない。

なお、記紀以外に、崇神天皇が関東まで勢力を拡大していたことを示す史料として稲荷山鉄剣の銘文があるわけだが、その銘文以外にも『常陸国風土記』がある。

一般に、風土記は、『続日本紀』によると、 『古事記』完成の翌年(和銅6年(713年)) に諸国に対して作成が命ぜられた、いわば各地 方の地誌をさしている。奈良時代に成立した非 常に古い文献で、逸文が知られているものだけ でも50国ほどにもなる。

原文が残っているものは『出雲国風土記』を始めわずか5国だが、『常陸国風土記』もその一つだ。その風土記の筑波郡のくだりに、崇神天皇が常陸国(茨城県)まで勢力下におさめていたことを物語る一文がある。

岩波の古典文学大系によって原文を記すと次 の通りである。

古老曰 筑波之縣 古謂紀國 美万貴天皇之世 遣采女臣友屬 筑箪命於紀國之國造

(『風土記』常陸国風土記-築波郡)

筑波郡の記述はもう少し続くが、目下の目的 には以上の紹介で十分であろう。

私なりに、上文の現代語訳をしてみると次のとおりである。

「古老が申す所によると、筑波縣(チクハノアガタ)はその昔、紀國と申しました。崇神天皇(美万貴天皇)の時代に采女臣(ウネメノオミ)の一族、筑箪命(チクハノミコト)を紀國の長官に派遣されました」

つまり、当時(崇神朝)すでに常陸國(茨城県)は大和朝廷下に置かれていたことを明記している

相似した記述は新治郡の段にも出ていて、崇神天皇が豪族を平服させるために新治郡にも軍を派遣してきたことを伝えている。

こうして私たちは、『常陸国風土記』によっても、崇神天皇が建国の祖ないし大王と呼ばれるのに相応しい人物だったことが確認できるのである。

なお、付言すると、ミマキ (美万貴) は崇神 天皇の和名であって、『古事記』では「御真木」、 『日本書紀』では「御間城」と表記されている。 以上で、最初の検証は終了となるが、『古事記』に従って導いた実年代推計(第5表)があまりにドンピシャリと崇神天皇に集約されて筆者自身が驚いている。

推計実年代(504年)、「シキノミヤ」で 在位、「ワカタケル」大王の呼称、関東から熊 本県に及ぶ広範な勢力圏を伝える鉄剣の存在、 記紀の伝える勢力拡大、『常陸国風土記』が伝 える関東支配、こうしたものがことごとく崇神 天皇に集約している。

そしてこれらはすべてバラバラに単独で存在している史料群から導き出された一致点なのだ。 つまり、これらは私たちに、動かしがたい事実を突きつけているとみてよいだろう。このことから第5表は今回の検証ひとつだけでも十分といえよう。

だが、私はさらに今回のような検証を続けていくつもりである。

次回は倭の五王を検証の対象にしようと考え ている。

前号に引き続いて、林俊彦氏の「草薙剣異説」 を掲載します。

草薙剣異説(5) 名古屋市林俊彦

(大)

盗まれた神剣

「日下の王国」の予定はまたも変更し、草薙剣 の盗難事件につき新たな着想を得ましたので述 べさせていただきます。

1、正史の伝承

倭建命の死後、長き眠りに入っていた草薙剣 は天智7年、

是歳、沙門道行、草薙剣を盗みて、新羅に逃れ 向く。而して中路に風雨にあひて、荒迷いて帰る (『日本書紀』天智紀) という事件に遭います。

その後『日本書紀』は沈黙し、朱鳥元年

天皇の痛をトふに、草薙剣に集れり。即日に尾 張国の熱田社に送り置く。 (『日本書紀』天武紀) とだけ記します。

異常なまでの簡潔さです。わかるのは「沙門道行」なる者(新羅人かどうかも不明)が関わって668年から686年まで草薙剣は熱田社に無かったということです。

ではどこに?

宝剣なら石上神宮に置くのが常道ですが、そんな伝承はありません。

天智の下なら、近江大津宮ですが壬申の乱で焼け落ちたし、無事だったなら正史に特筆すべきです。

天智も天武も同じように病死とされているの に、天武だけ「襲った」のはなぜか?

天皇に崇る剣がなぜ三種の神器の一つになって いったのか?

謎だらけです。

2、地元の伝承(1)

一方『尾張國熱田大神宮縁起』によれば 「新羅沙門道行」は最初「本国」へ移そうと、 神剣を盗み袈裟でくるんで「伊勢国」まで行っ たが、一宿する間に剣は抜け出し戻ってしまっ た。

再度盗んだ道行は袈裟を重ねて剣を隠し「摂津国」に至り、「難波jより帰国を試みたが果たせず又「難波」に漂着したところを捕まり「斬刑」に処せられたそうです。

『日本書紀』の記述よりは詳しいのですが、 名古屋で盗んだ宝を持って朝鮮半島まで高飛び しようとしましたが、大阪で捕まりました、と いう何とも間抜けな話には不審を覚えます。

3、地元の伝承(2)

なお東海市の「法海寺」の縁起等によれば、 道行は殺されず改心を認められ法海寺を与えら れたといいます。

この寺の敷地から白鳳期の古瓦等も発掘されており、伝承に信憑性はあります。

しかし熱田社と法海寺は船ならわずかの距離、

なぜこんな場所に?

4、つきぬ謎

いったい草薙剣は大和朝廷においてどんな位置を占めるものなのか、さっぱり見えません。 といっても手がかりがなく、今まで放置してきました。

5、難波を糸口に

最近、「九州の難波」の存在を検討するに及び、ようやく新しい展望が開けてきました。 「尾張國熱田大神宮縁起」によれば草薙剣は「難波」まで運ばれています。原文によれば

「摂津国」内部の地名かは不明です。もし「博 多の難波」とすれば、草薙剣は新羅まで後一息 の所まで来ていたのです。ずっと緊迫した話に なります。

もともと草薙剣はスサノオ命が見つけたものでした。スサノオ命は新羅にいたことがあります。また古事記によれば草薙剣は天孫降臨の時にニニギノ命の手にありました。草薙剣を博多湾岸に置けば、実に絵になります。では九州にその証拠はあるでしょうか。

6、九州の伝承

谷川健一編『日本の神々ー神社と聖地ー』1 九州(白水社)なる本があり、以下はその本によります。

鞍手郡鞍手町古門に「古物神社」があります。

同社縁起によると、かって尾張の熱田神宮に祀られていた神剣、草薙剣が盗難にあったとき、剣が空に舞い上がり、この古門の地に墜ち、剣が光って数里を照らした。

人々がおどろいて近づいてみると神剣であったので、相談してこれを小祠に納めておいた。やがてこのことが朝廷に伝わり、剣は熱田神宮にもどされたが、剣霊はなおこの地に留まってい

た。(『日本の神々-神社と聖地-』1 九州-筑前) 同様の伝承が鞍手町小牧の八剣神社、遠賀郡岡 垣町の高倉神社等にも伝わるといいます。

7、私だけの仮説

ここからは私の想像です。

もともと天智は草薙剣盗難に関知しませんでした。草薙剣は本来、九州王朝の東方(エミシ国)

へのにらみとして尾張の熱田に置かれていました。 白村江の戦いに敗れた九州王朝の混乱の中で、それを利用とする動きが起こりました。 剣は当初、博多湾岸にありました。 そこは海人族の長、宗像氏の勢力圏でした。 胸形君徳善の女、尼子娘を大海人皇子は妃にしました。 おそらく何事かの約束があったでしょう。

尼子娘は高市皇子を産みました。大海人は壬申 の乱を制して天武天皇となりましたが、最大の 協力者、高市皇子は皇太子にもなれませんでし た。持統・草壁皇子が正統とされました。

この状況下で、草薙剣は病に伏せる天武に「崇った」とされました。高市皇子とその母はさらに傍流に押しやられました。

(初出:「東海の古代」15号、1997〈平成9〉年2月号)

《番外編2》

草薙剣の「祟」と「祟」

『日本書紀』天武紀朱鳥元年条の記事

ト天皇病<u>崇</u>草薙劔即日送置于尾張國熱田杜 は、主語の省かれた文で読みにくいですが、原 文に忠実に読む限り

天武天皇の病をトうと、草薙剣<u>に</u>祟っている(祟ろうとしている)。〈だから〉尾張国熱田社に送って置け。

としか解せません。

「神剣に祟る」ことの内容が不分明ですが「文法の破格」を主張しない限りはこう読む他ないと報告したところ、洞田さんから「祟」は「祟」の誤記ではないかとの指摘をされました。

軽々に原文の改定に走ることは好ましくありませんが、この極めてよく似た一字の置き換えによって、

天皇の病をトうと、〈以下の託宣が出た〉草薙剣 を崇(拝)せよ。〈そのために〉熱田社に送り置け という簡明な文になります。

病にかかると「信心が足りないから」とする、 よくある話になります。

いかがでしょうか。

(続)

以前、『日本書紀』天武紀朱鳥元年条の

卜天皇病崇草薙剣即日送置于尾張國熱田社

を取り上げ、文法的に「祟られたのは草薙剣の 方としか読めないこと、又「祟」は「祟」の誤 記の可能性(「草薙剣を崇拝せよ」と読める) があることを提起しました。

その後、『日本書紀』にもう一つ「祟」がある のを見つけました。

敏達十四年二月条で、

蘇我大臣(馬子) 患疾。間於卜者。卜者対言<u>崇</u>於父時所祭佛神之心也。大臣即遣子弟、奉其 占状。詔曰、宜依卜者、之言祭祠父神。大臣奉 詔、禮拝石像、乞延寿命 (『日本書紀』敏達紀) ごす。

有名な崇仏派と排仏派の激しい争いの一場面です。

よく似た構文(ト…祟…即…)です。 そしてここでも「祟」は「祟」の誤記(「崇拝 せよ」と読む)だと主張したいのです。

「…を占うと…を崇拝せよということだった。 だから即…した」と解することはできないでしょうか。

どちらも諸写本は一致して「祟」です。 それでも、書写の始まった直後から、あるいは 原本自体が「祟」を「祟」と誤った(ひょっと したら故意に)のではないかとこだわりたいの です。無理でしょうか。

(初出:「東海の古代」33・35号、

1998〈平成10〉年9·12月号)

4月例会報告

○ 両面宿儺伝説についての一考察Ⅲ 岐阜市 竹内 強

森浩一が『「シナノ」の王墓の考古学』(川崎保編) - 「信濃の馬、積石塚と渡来人」で、両面宿儺に関して著述していることを紹介された。

・ 鹿児島県喜界町内城久遺跡群について瀬戸市 林 伸禧

『多元』81号で掲載されていた、岡林秀明 著「倭国は滅びていなかった-喜界島・城久 遺跡の衝撃-」を読み、喜界町役場に照会さ れた。その回答内容を報告された。

古代史の再検討(2) 一絶対年代の復元ー名古屋市 加藤勝美

「東海の古代」92号で発表した内容を説明された。

○ 長屋親王について

名古屋市 石田敬一

木簡「長屋親王宮鮑大贄十編」等から長屋 親王に関する諸説を紹介され、長屋親王実在 が高いと述べられた。

5月例会に参加を

日 時:5月18日(日)午後1時30分~5時

場 所:名古屋市市政資料館(第1集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- リ 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ "「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館:12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下 駐車場:南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク:南東角交差点の 東、有料(40分200円)

参加料:500円(会員無料)

今後の予定

6月例会: 6月 8日(日)名古屋市市政資料館 **7月例会**: 7月13日(日)名古屋市市政資料館 例会は原則として<u>毎月第2日曜日</u>です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。 資料を配布される場合はなるべく18部用意願 います。